

第12 災害被害者に対する救済

給与、公的年金等、報酬又は料金の支払を受ける人又はこれら源泉徴収の対象となる所得の支払をする者（源泉徴収義務者）が震災、風水害、落雷、火災のような災害により大きな被害を受けたときは、次のような救済措置が設けられています。

I 給与、公的年金等、報酬又は料金の支払を受ける人に対するもの	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（以下「災免法」といいます。）によるもの ・ 徴収猶予又は還付（災免法3）
II 源泉徴収義務者に対するもの	国税通則法によるもの ① 納税の猶予（国税通則法46） ② 納付等の期限延長（国税通則法11）

なお、徴収猶予や還付あるいは納税の猶予を受けるための手続などの詳しいことについては、最寄りの税務署にご相談ください。

I 給与、公的年金等、報酬又は料金の支払を受ける人に対するもの

給与、公的年金等、報酬又は料金の支払を受ける人が、災害により住宅や家財などに損害を受け、次のいずれかに該当することとなった場合には、申請に基づき、その支払を受ける給与、公的年金等、報酬又は料金について、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や既に徴収された源泉所得税及び復興特別所得税の還付を受けることができます。

- ① 災害による住宅又は家財の損害額がその住宅又は家財の価額の50%以上で、かつ、その年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下である場合
- ② 災害による雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額がある場合

(注) 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けた人は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災免法による所得税の軽減免除の適用を受けることにより精算することになります。

1 給与所得者又は公的年金等の受給者の場合

- (1) 災害による住宅又は家財の損害額がその住宅又は家財の価額の50%以上で、かつ、その年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下である場合
この場合の取扱いは、次のとおりです（災免法3②③、災免令3の2、復興財確法33①、復興特別所得税政令13①）。

その年分の合計所得金額の見積額等		徴収猶予される金額	還付される金額
500万円以下の場合		災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	その年1月1日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与又は公的年金等につき源泉徴収をされた所得税及び復興特別所得税の額
500万円を超え750万円以下の場合	(1) 6月30日以前に災害を受けた場合	災害のあった日から6か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	なし
	(2) 7月1日以後に災害を受けた場合	災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	7月1日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与又は公的年金等につき源泉徴収をされた所得税及び復興特別所得税の額
	(3) (1)又は(2)に代えてこの項によることを選択した場合	災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額の2分の1	その年1月1日から災害のあった日までの間に支払を受けた給与又は公的年金等につき源泉徴収をされた所得税及び復興特別所得税の額の2分の1
750万円を超え1,000万円以下の場合	(1) 9月30日以前に災害を受けた場合	災害のあった日から3か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	なし
	(2) 10月1日以後に災害を受けた場合	災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける給与又は公的年金等につき源泉徴収をされる所得税及び復興特別所得税の額	なし

(注) 1 ここにいう「合計所得金額」とは、総所得金額（純損失又は雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、適用後の金額）、退職所得

金額、山林所得金額、分離課税の特例が適用される土地、建物等の譲渡による所得の金額（譲渡所得の特別控除額がある場合には、その控除後の金額）、申告分離課税の適用を受ける上場株式等に係る配当所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合及び繰越控除の適用がある場合にはその適用後の金額）、一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用がある場合には、その適用後の金額）及び先物取引の雑所得等（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用後の金額）の金額の合計額をいいます（災免法2、措法8の4③、31③、32④、37の12の2④⑧、37の13の2⑨、41の5⑫、41の5の2⑫、41の14②、措令4の2⑫、19⑤、20⑤、21⑦、25の8⑬、25の9⑬、25の11の2⑫、25の12の2⑫、26の23⑦、26の26⑬）。

なお、この「合計所得金額」には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、あるいは確定申告を要しないこととされている次のような所得は含まれません。

イ 利子所得又は配当所得のうち、

(イ) 源泉分離課税とされるもの

(ロ) 確定申告をしないことを選択した利子等又は配当等（184ページの表④～⑦の利子等又は220ページの表①～⑦の配当等で確定申告をしないことを選択したもの）

ロ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補填金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び割引債の償還差益

ハ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択した所得等

2 「500万円を超え750万円以下の場合」の(1)及び「750万円を超え1,000万円以下の場合」の(1)の徴収猶予期間は、延長される場合があります（災免令3の2⑥）。

3 この徴収猶予又は還付を受けていても、雑損控除を受ける方が有利なときは、確定申告の際に、雑損控除の適用を受けることができます（所法72）。

(2) 災害による雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額がある場合

災害による雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額がある場合には、被災者の申請に基づき災害のあった年又はその翌年以後3年以内の各年において、税務署長が承認した徴収猶予開始日以後その年12月31日までの間に支払を受けるべき給与又は公的年金等の収入金額（見積給与額又は見積年金額）のうち、雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額、見積給与額又は見積年金額に応ずる給与所得控除額又は公的年金等控除額、配偶者控除額等の見積額及び基礎控除の額の合計額（徴収猶予限度額）に達するまでの金額について源泉所得税及び復興特別所得税の徴収が猶予されます（災免法3⑤、災免令9、10、復興財確法33①、復興特別所得税政令13①）。

(注) 配偶者控除額等の見積額とは、障害者控除の額、寡婦(寡夫)控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額の見積額の合計額をいいます。

2 報酬・料金の支払を受ける人の場合

- (1) 災害による住宅又は家財の損害額がその住宅又は家財の価額の50%以上で、かつ、その年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下である場合

この場合の取扱いは、次のとおりです(災免法3④、災免令8、措令26の29②③、復興財確法33①、復興特別所得税政令13①)。

なお、報酬又は料金の支払を受ける人の場合は、給与所得者や公的年金等の受給者の場合と異なり還付を受けることはできません。

その年の合計所得金額の見積額	徴 収 猶 予 さ れ る も の
500万円以下の場合	災害を受けた日以後その年中に支払を受ける報酬又は料金
500万円を超え750万円以下の場合	(1) 6月30日以前に災害を受けた場合は、その災害のあった日から6か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける報酬又は料金
	(2) 7月1日以後に災害を受けた場合は、その災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける報酬又は料金
750万円を超え1,000万円以下の場合	(1) 9月30日以前に災害を受けた場合は、その災害のあった日から3か月を経過する日の前日までの間に支払を受ける報酬又は料金
	(2) 10月1日以後に災害を受けた場合は、その災害のあった日からその年の12月31日までの間に支払を受ける報酬又は料金

(注) 1 「500万円を超え750万円以下の場合」の(1)及び「750万円を超え1,000万円以下の場合」の(1)の徴収猶予期間は延長される場合があります(災免令8②)。

2 上記の徴収猶予を受けていても、雑損控除を受ける方が有利なときは、確定申告の際に、雑損控除の適用を受けることができます(所法72)。

- (2) 災害による雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額がある場合

給与所得者又は公的年金等の受給者の場合と同様に報酬・料金に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収が猶予されますが、徴収猶予限度額は、雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額、配偶者控除額等の見積額及び基礎控除額の合計額の150%(報酬・料金のうち診療報酬については、350%)に相当する金額になります(災免法3⑤、災免令9、10、復興財確法33①、復興特別所得税政令13①)。

3 徴収猶予及び還付の手続

源泉所得税及び復興特別所得税について徴収猶予又は還付を受けようとする場合の手続は、次の表に掲げるところによります（災免令4～6、8、10、復興特別所得税政令13①）。

徴収猶予、還付を受けようとする者の区分	徴収猶予、還付の内容	申請書の種類	申請書の提出先
給与所得者又は公的年金等の受給者	災免法第3条第2項及び第3項の規定による徴収猶予	「平成 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書」	給与又は公的年金等の支払者を経由して、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長 ^(※) （日雇給与を受ける人は、直接、納税地の所轄税務署長）に提出 (※) 支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません（この場合でも、申請書の名宛人は、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長としてください。）。
	災免法第3条第2項及び第3項の規定による徴収猶予と還付	同 上	同 上
	災免法第3条第2項及び第3項の規定による還付	同 上	直接納税地の所轄税務署長に提出
	災免法第3条第5項の規定による徴収猶予（雑損失の繰越控除がある場合）	「繰越雑損失がある場合の平成 年分源泉所得税の徴収猶予承認申請書」	同 上
	災免法第3条第5項の規定による徴収猶予（雑損失の金額があると見積られる場合）	「繰越雑損失がある場合の平成 年分源泉所得税の徴収猶予承認申請書」に準ずる申請書	同 上

徴収猶予、還付を受けようとする者の区分	徴収猶予、還付の内容	申請書の種類	申請書の提出先
報酬又は料金の支払を受ける人	災免法第3条第4項の規定による徴収猶予	「平成 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書」	同 上
	災免法第3条第5項の規定による徴収猶予（雑損失の金額があると見積られる場合又は雑損失の繰越控除がある場合）	給与所得者又は公的年金等の受給者の場合と同じ	同 上

(注) 申請書は、災害のあった日以後最初の給与、公的年金等又は報酬・料金の支払を受ける日の前日までに提出する必要があります。

II 源泉徴収義務者に対するもの

1 納税の猶予

(1) 源泉所得税及び復興特別所得税の納税の猶予

災害により、源泉徴収義務者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後1年以内に納付すべき源泉所得税及び復興特別所得税で次のいずれにも該当するものについては、その災害のやんだ日から2か月以内に申請を行うことにより、所轄税務署長は、納期限（納税の告知がされていないものについては、その法定納期限）から1年以内の期間に限り、源泉所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の納税を猶予することができます（国税通則法46①）。

イ 災害のやんだ日の属する月の末日以前に納税義務の成立するもの

ロ 納期限（納税の告知がされていない源泉所得税及び復興特別所得税については、その法定納期限）がその損失を受けた日以後に到来するもの

(2) 納税の猶予の手続

源泉所得税及び復興特別所得税について納税の猶予を受けようとする場合には、その災害がやんだ日から2か月以内に、「納税の猶予申請書」（財産の種類ごとの損失の程度その他の被害の状況を記載した「被災明細書」を添付する必要があります。）を所轄税務署長に提出する必要があります。なお、納税の告知がされていない源泉所得税及び復興特別所得税について納税の猶予を受けようとする場合は、所得税徴収高計算書（納付書）を添付する必要があります。（国税通則法46①、国税通則法施行令15①）。

この申請書を提出した場合において、

① 納税の猶予が認められた場合には、その旨、猶予に係る金額及び猶

予期間など

- ② 納税の猶予が認められない場合には、その旨が、所轄税務署長から通知されます（国税通則法47①②）。

2 災害等による期限の延長

災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付などがその期限までにできないと認められるときは、災害等の理由のやんだ日から2か月以内の範囲で、その期限が延長されます。これには、個別指定と地域指定による場合があります（国税通則法11）。

(1) 個別指定

所轄税務署長に対し、申告、納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることになります。

(2) 地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合、国税庁長官が延長する期日と地域を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告、納付などをすればよいことになります。